

**統括管理業務**

統括管理責任者※1

**Park-PFI事業****■公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営業務**

○公募対象公園施設の設計・整備業務

設計及び施工責任者

設計及び施工担当者

○公募対象公園施設の管理・運営業務

管理・運営責任者

管理・運営担当者

**■特定公園施設の設計・整備及び工事監理業務**

○特定公園施設の設計業務

設計責任者※2

設計担当者（建築）

設計担当者（土木）

照査担当者※2

○特定公園施設の整備業務

施工責任者

施工担当者

○特定公園施設の工事監理業務 ※3

工事監理責任者（建築）

工事監理担当者（任意）

施工監理責任者（土木）

施工監理担当者（任意）

**指定管理業務****■指定管理業務の対象施設の維持管理・運営業務**

○特定公園施設（三の丸）、本丸・二の丸用地、附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）、広島城三の丸歴史館、広島城（天守閣）・二の丸復元建物及び観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の維持管理・運営業務

業務責任者※1 (広島城三の丸歴史館副館長)

## «総務グループ»

総務責任者

担当者

担当者

担当者

担当者

## «企画・広報グループ»

企画・広報責任者

担当者

担当者

担当者

担当者

## «公園管理グループ»

公園管理責任者

担当者

担当者

## «建物管理グループ»

建物管理責任者

担当者

担当者

左記のグループ構成及び責任者・担当者の配置は本市が想定するものであり、配置人員17人（指定管理業務責任者を含む）を標準とし、グループ構成及び配置人員等の具体的な内容は、指定管理者（認定計画提出者）の提案に委ねるものとする。

※1： 統括責任者は原則として代表法人から1名選出すること。Park-PFI事業の責任者及び指定管理業務の責任者との兼務を認める。

※2： 設計責任者（担当者）と照査担当者の兼務は認めない。

※3： 工事監理責任者と施工監理責任者との兼務は認めるが、特定公園施設の工事監理業務は、特定公園施設の整備業務を行う者以外が行うこと。

## ■各種会議の出席者

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者が開催する定例会議（月1回程度）

《参加者》	《開催・運営者》
広島市	⑤特定公園施設の工事監理責任者
①統括管理責任者	⑥特定公園施設の施工監理責任者
②公募対象公園施設の設計及び施工責任者	
③特定公園施設の設計責任者	
④特定公園施設の施工責任者	

各施設の工事現場で実施する現場定例会議（月2回程度）

《参加者》	《開催・運営者》
①統括管理責任者	⑤特定公園施設の工事監理責任者
②公募対象公園施設の設計及び施工責任者	⑥特定公園施設の施工監理責任者
③特定公園施設の施工責任者	
④特定公園施設の施工担当者	

必要に応じて本市が開催する会議や委員会

《参加者》	《開催・運営者》
①統括管理責任者	広島市
②公募対象公園施設の設計及び施工責任者	
③特定公園施設の設計責任者	
④特定公園施設の施工責任者	
⑤特定公園施設の工事監理責任者	
⑥特定公園施設の施工監理責任者	